

高齢者虐待防止のための指針

喬木村地域包括支援センター

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

喬木村地域包括支援センター（以下「センター」という）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員が高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止委員会

- (1) センターは、高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、高齢者虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- (2) 委員会の委員長は地域包括支援センター長が務める。
- (3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。
- (4) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- (5) 委員会は各年度 1 回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

(6) 委員会の検討事項は次の通りとする。

- ア 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること
- オ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- カ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ア 定期的な研修の実施（年1回以上）
- イ 新任職員への研修の実施
- ウ その他必要な教育・研修の実施
- エ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかにセンター内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、村関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。
- (2) 虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行うとともに確認の経緯は、時系列で整理する。
- (3) 虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。
- (4) 事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止委員会において検証し、再発防止策を職員に周知する。
- (5) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『喬木村高齢者虐待対応マニュアル』に沿って対応する。

7 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員が内容を地域包括支援センター長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 当指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

10 その他

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。